

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会だより

チ。ラ。リ

～個性あふれるまちづくりへ～

第22号 平成16年10月22日発行 ○発行:伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 ○編集:伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局
○事務局:西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1 伊方町役場内 ☎0894-38-2670

新「伊方町」へスタート!



〈伊方町議会〉



〈三崎町議会〉



〈瀬戸町議会〉

3町議会で廃置分合関連議案を可決

合併協定書調印を受け3町の9月定例議会(9月28日伊方町・三崎町、30日瀬戸町)で、合併関連4議案が提案され、審議の結果、各議会いずれも可決されました。

このことにより、3町による実質的な合併協議が調ったことになり、平成17年4月1日から3町を廃し、「伊方町」の設置を申請することになります。

住民説明会質疑応答集

8月19日からの2回にかけて、3町計10会場で開催された住民説明会における質疑応答の概要は次のとおりです。

(紙面の都合上、「ご意見・ご要望」を掲載することはできません。ご了承ください。)

Q 住所表示の「西宇和郡」は「ほう」になるのか。

A そのまま残り「西宇和郡伊方町(字名)+(番地)」となります。

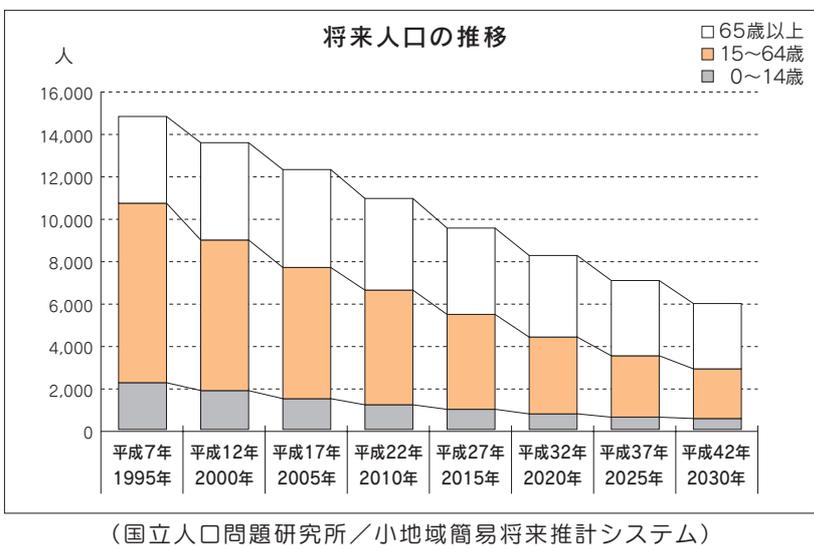


Q 総合支所の機能はどのようになるのか。

A 住民の生活に支障をきたさないサービスが提供できる機能を備えた組織となるよう検討中です。

Q 少子高齢化の中、3町合併した新町の人口が30年後に六千人程度と推計されているが、どうか。

A 人口推計にはいくつかの手法がありますが、当数値は平成7年と12年の国勢調査人口を基に、30年という長い期間をコンピュータにより一定のルールに基づいて算出した結果であり、多少、疑問もありますが、最も悲観的に見た場合の数値として捉えています。行政としては人口減少をくいとめていくことが今後の課題であります。



Q 伊方町の地区自治振興基金はどのようになるのか。

A 財産の取扱いの中で、従前どおり取り扱う4つの目的基金の1つとして位置づけられており、基金残額が無くなるまで存続します。

- 【協議項目：財産の取扱い】
- 伊方町、瀬戸町及び三崎町の所有する財産、公の施設及び債務は合併期日前日の決算をもって、すべて新町に引き継ぐものとする。
- ただし、伊方町及び瀬戸町が設置する次に掲げる目的基金は、従前の例によるものとする。
- ① 伊方町地区自治振興基金
 - ② 伊方町農業水利推進基金
 - ③ 伊方町振興基金(仮称)
 - ④ 瀬戸町小規模下水道施設維持基金

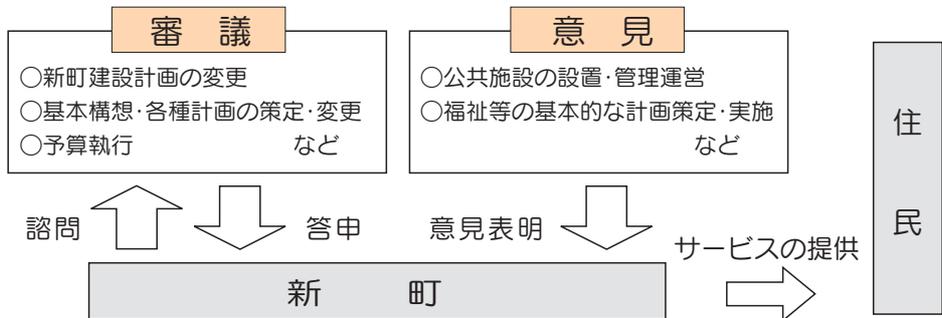
Q 提出している地区要望の扱いは。

A 要望書の内容を検討し、対応できるもので緊急性の高いものから順次実施しています。



地域審議会とは？

合併前の市町村の区域を単位として設けられ、当該区域の施策に関して新町の町長から諮問を受け、または必要に応じて新町の町長に対して意見を述べる事ができる新町の付属機関です。



Q 地域審議会の仕組みや役割は、区長会とは異なるものか。

A 地域審議会とは新町の町長が委員を委嘱して、旧町単位で設置し、町長の諮問に応じて審議したり、答申することができるもので、区長会とは性質が異なっています。区長会は現行のまま引き継ぐこととしています。



Q 少子化により園児、児童が少ないが、保育所、小学校の統廃合の計画はあるのか。

A 小学校については、地域住民の意見を尊重し、要望があれば検討しますが、行政側としては予定していません。保育所については現在、具体的な予定はありませんが、新町において小規模な保育所については指針を作って検討する必要があると考えています。

Q 高齢化が進んでおり、特別養護老人ホームへの入所を待機している者が多いが、対応策は検討しているのか。

A 現在3町共に特別養護老人ホームの建設や既存施設の増床を待望されていることは把握していますが、八幡浜圏域内の床数が決まっており、県の認可が必要のため、新町建設計画において特別養護老人ホームの整備を重要課題として位置づけ、新町で具体化することとしています。

Q 国道197号の整備、霧対策について。

A 県知事とのトップミーティングにおいて要望しています。八幡浜管内一体で整備が進められており、順次進められていくものと思われます。

Q 三崎高校について新町としての高校として検討しているのか。

A 生徒数が減少すれば分校となりますが、現三崎町、瀬戸町だけでは生徒の確保は難しいため、伊方町以遠からも通学できるよう通学助成なども独自にしており、新町においても唯一の県立高校として存続していくことができればよう対策を講じていく必要があります。

Q 合併後の職員はどのように取り扱うのか。

A 職員の定員適正化計画については、専門部会で検討中です。

Q 3町全体で295人在籍しており、合併後10年間に、新町における職員の削減を図り、効率的な定数配置をしながら、全体として定員が必要最小限のものとなるよう抑制することを目指すこととしています。

Q しかしながら、合併後直ちに組織を再編し、職員を削減することについては、住民サービスに大きな変化をもたらす不安材料でもあるので、職員の定年退職に伴う削減数を基本とし、将来必要な職員数を確保するための新規採用を計画することとしています。

Q 具体的には、合併後10年間の退職者数は、123人と見込まれ、その4分の1にあたる31人程度を新規採用し、10年後には新町全体で203人程度を見込んでいます。

廃置分合関連議案

3町議会で可決された合併関連議案は以下のとおりです。

【西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町及び同郡三崎町の廃置分合について】

平成17年4月1日から3町を廃し、その区域をもって新たに「伊方町」を設置することを愛媛県知事に申請することについて、議会の議決を求めたものです。

【西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町及び同郡三崎町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について】

合併に伴う3町の財産処分について、その財産を「伊方町」に帰属させる必要があり、3町で協議書を取り交わすことについて、議会の議決を求めたものです。 ※2ページ参照

【西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町及び同郡三崎町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について】

合併に伴う議会の議員の定数に関して、新町の議会の議員の定数を22人とするための協議書を3町で取り交わすことについて、議会の議決を求めたものです。

【西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町及び同郡三崎町の廃置分合に伴う地域審議会を設置に関する協議について】

合併に伴い旧町単位に地域審議会を設置することに関して、3町で協議書を取り交わすことについて、議会の議決を求めたものです。

【報告】

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の畑中芳久幹事長（伊方町助役）及び門田勲副幹事長（三崎町助役）が退職されました。

《今後のスケジュール》

各町議会における合併関連議案の可決後、合併に至るまでの主要スケジュールは次のとおりです。

- ① 県知事へ申請書を提出
 - ② 県議会の議決
 - ③ 県知事による廃置分合の決定
 - ④ 県知事から総務大臣への届出
※県知事は3町からの申請に基づき、県議会の議決を経て、合併の決定を行い、直ちに総務大臣に届けます。
(地方自治法第7条第1項)
 - ⑤ 総務大臣による告示
※総務大臣は県知事からの合併の届出を受理したとき、直ちにその旨を告示します。(同条第6項)
- この告示によって合併の効力が発生します。

ご意見を
お寄せ下さい！

合併に関する皆様のご意見をお寄せ下さい。
* 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局 *
Tel: (0894) 38-2670 Fax: (0894) 38-2669
ホームページ: <http://www.ikata-setogappei.jp/>
E-mail: is@ikata-setogappei.jp

※ 合併担当窓口 ※

* 伊方町役場企画財政課 *
Tel: (0894) 38-0211(代)
Fax: (0894) 38-1373(代)

* 瀬戸町役場総務課 *
Tel: (0894) 52-0111(代)
Fax: (0894) 52-0570(代)

* 三崎町役場総務課 *
Tel: (0894) 54-1111(代)
Fax: (0894) 54-1988(代)